# 道路維持

【募集人員】2名 【資格要件】

- ・普通自動車免許を有する方
- ・草刈機の安全衛生教育講習修了者※
- ・チェーンソー特別教育講習修了者※
- ・※は採用後の受講可 (受講費用は自己負担となります)
- ・体力に自信のある方

【報酬・勤務条件】

日給 7,360 円 週 5 日勤務

1日7時間30分勤務(8:30~17:00)

肝付町林務水産課では、肝付町内(内之浦地区)において、 主に道路等の草払いや道路施設の維持補修作業等を行う会計年 度任用職員を募集します。

# 【雇用期間】採用決定から令和4年3月31日まで 【申込方法】

会計年度任用職員登録申請書に必要事項を記入し、写真を貼 付の上、直接持参または送付してください。

※登録申請書は本庁総務課・内之浦総合支所林務水産課・岸良出 張所に準備してあります。また、町のホームページからもダウ ンロードできます。

## 【申込期間】9月1日(水)~9月15日(水) 【選考方法】

書類選考の後、面接を実施します。詳細については後日、本 人へ通知します。

### 提出先及びお問い合わせ先

肝付町役場 林務水産課 ☎ 0994(67)4513

〒893-1402 肝付町南方 2643 番地

# 肝付町営農振興事業補助金について

◆肝付町の農業産出額向上や担い手農家の農業所得向上を図るために、専用機材にかかる経費を補助します。

対	象	者	(1)認定農業者、認定新規就農者、営農活動推進団体、集落営農のいずれかであること。
			(2) 肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと。
			(2) 肝的町に住所を有し、町代寺の未納がないこと。
対	象 作	▤	野菜、果樹、花き、水稲、雑穀、いも類、豆類、工芸作物
対	象 経		(1)専用機械及び専用機材、専用アタッチメント
		費	(2)汎用性のある機械は、認定新規就農者が新規導入する場合に限り下記①②の機械を対象とする。
			①耕耘用機械(トラクター、耕耘機、管理機) ②薬剤散布用機械(動力噴霧機)
補	助	額	事業費の額が 10 万円以上のものに対し対象経費の 2 分の 1 以内で、1 件当たり 50 万円を限度と
			します。
必	要書	類	11) VIII AMI DIE AUGUSTA
			、
			(2)申込み期限:10月5日(火) 事業計画書収支予算書、作付計画書を提出し
			(3)申込み窓口:肝付町役場農業振興課 ていただきます。
		項	本事業は年度につき1回までしか申請できません。
留	意 事		作付計画にある作物を作付けしなかった場合などは、補助金の交付決定取り消しや返還を求める場
			合もあります。補助事業が完了したときは3年間実績を提出してください。
お問い合わせ先		せ先	肝付町役場 農業振興課 ☎ 0994(65)8417

# 肝付町就農者経営支援事業補助金について

◆町の園芸(野菜・果樹・花き)振興を図るために、設備などにかかる経費を補助します。

対 象	者	(1)認定農業者、認定新規就農者のいずれかであること。
N) SK	13	(2)肝付町に住所を有し、町税等の未納がないこと。
対 象 作	乍 目	野菜、果樹、花き
		(1)ハウス建設及び附帯設備に係る経費(但し、国県補助事業で対象となるものを除く。)
		(2)圃場整地に係る経費(但し、他の補助事業で該当するものは除く。)
対 象 糸	圣費	(3)圃場内の排水等の機能を向上させる経費
		(4) その他、生産する農地に係る経費で生産性向上が図れる経費
		(5)各種法令に基づく整備等が条件とされる防油堤等の設置に係る経費
補助	額	10 万以上の対象経費の 2 分の 1 補助(上限 50 万円)
		(1)必要な書類:見積書、従前の状況が確認できる写真等
必要	書 類	(2) 申込み期限:10月 29日(金)
		(3) 申込み窓口:肝付町役場農業振興課
お問い合材	わせ先	肝付町役場 農業振興課 🕿 0994(65)8417